

佐賀県提案事項

1 事務・権限の移譲

(1) ハローワーク佐賀を佐賀県に移管する

佐賀県におけるハローワークの中核的施設であるハローワーク佐賀の事務権限を人員・財源と併せて佐賀県に移管する。

(2) ハローワークが持つ求人情報を佐賀県も共有する

求職者・企業の求人情報等を佐賀県が把握できるよう、ハローワーク佐賀の管内情報に限らず、佐賀県もハローワークと同じ情報を共有することができるようにする。

(3) 佐賀労働局の予算を佐賀県に移管する

その他、効率的な職業紹介・就労支援に必要な予算について、国が佐賀労働局において直接執行することなく、佐賀県に交付金として所要額を措置したうえで、佐賀県の実情に応じた形で執行する。

2 1の事務・権限の移譲に伴い、佐賀県として特に強化を図る分野

(1) 障害者の就労支援の強化

現状と課題

就労移行支援事業所（県内 11 か所）は、就労を希望する障害者を実習（施設外支援）等により支援し、2年以内に就労に結びつけることを目的とした施設であるが、年間で一般就労に結びついた利用者は、定員の2割程度である。

要因としては、障害者の就労能力の不足もあるが、施設での支援内容が十分でないことや、ハローワークに職業紹介権限や訓練受講指示権限があるため、ややもすると「待ちの姿勢」であることもあげられる。

権限移譲による目指す姿

県に、職業紹介権限や訓練受講指示権限等を移譲することにより、県が既に持つ障害福祉施設に対する指導権限との連動した形で、障害者の就労支援を一層進める。

(2) 若年者の就労支援の強化

現状と課題

若年者の就労支援については、県が設置するジョブカフェ佐賀と、国が設置するヤングハローワークが支援機能、職業紹介機能を担っており、また両施設は佐賀市内の同じ建物・フロア内に設置されている。

しかしながら、両者の連携は必ずしも十分とはいえず、就職支援や指導等を行うジョブカフェから、職業紹介を行うヤングハローワークへの情報共有のあり方、若年者や学校への働きかけの方法等について改善の余地がある。

権限移譲による目指す姿

ジョブカフェとヤングハローワークを一本化し、一体的に佐賀県の管理のもと運営することで、若年者の就労支援の強化を図る。また、併せて、教育委員会や学校との連携のあり方についても見直す。

3 運営協議会の設置による他のハローワークとの連携

1の事務権限の移譲後に国に当面、残るハローワーク及び佐賀労働局との連携を図り、また特区により成果をあげた施策について、全県的な普及を図るため、国と佐賀県の間で、知事を会長とする「協議会」を設置し、佐賀県内における雇用・労働行政の実質的な一元化を目指す。

佐賀労働局等の組織体制、予算措置、事務事業の執行については、この運営協議会において協議し、この結果を国は尊重し、事務事業を執行する。

4 その他

(1) 法改正等を伴うものは、地域主権戦略会議等での検討を踏まえるが、平成23年度の予算執行段階においても、国と佐賀県が協議の上、実質的な一元化・機能強化に向けた取り組みを進める。

(2) 上記の他、事業執行段階の状況を踏まえ、追加的に権限移譲等の提案を行うことがあり得る。

(3) 佐賀県へ移譲された事務の実施に際しては、提案型公共サービス改善制度（民間の提案に基づき民間委託や事業連携を実施する佐賀県独自の制度）の実施等により、佐賀県の実情に応じた実施体制を検討する。